地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の予定の公表

令和7年度佐喜浜小学校児童送迎車輌運行業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第31条の3 第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月26日

室戸市長　植 田 壯 一 郎

記

(1)物品又は役務の名称及び数量	佐喜浜小学校児童送迎車輌運行業務 別添仕様書参照
(2)契約者の決定方法及び選定基準	見積金額が予定価格を下回ったとき。 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは、シルバー人材センターであること。
(3)見積書の提出場所及び提出期限	室戸市教育委員会　学校教育課 令和7年4月1日　午前9時
(4)契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	室戸市教育委員会　学校教育課 室戸市浮津25番地1

児童送迎車輌運行仕様書

1 委 託 業 務 名　令和７年度佐喜浜小学校児童送迎車輌運行業務

2 業　務　内　容　下表の運行業務を基本とする。
月に２回程度の洗車等の使用車輌の管理を行う。

ムーブ
小型（D車）
（４人乗り）

登校時	時刻	下校時	時刻
入木発	7:35	佐喜浜小 発	15:30
佐喜浜小 着	7:50	入木着	15:45

※洗車作業は、送迎作業時間外の２時間で行う。
注：①学校行事等の都合によって変更する場合がある。
特に、午前中に授業終了の折りには、下校時間を学校から連絡します。
②学校教育課長の命により、就業先の学校が変更する場合がある。

3 期　　間　令和７年４月１日から令和８年３月３１日

4 法 令 の 遵 守　業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、交通安全・交通事故防止・安全運転を心がけること。

5 業務従事の適正配置と名簿提出
業務の遂行に適した者を配置するとともに、従事者名簿を教育委員会に提出すること。

6 異常及び事故発生時
委託業務中の事故・異常が発生した場合は、速やかに適切な措置を行い、教育委員会及び関係者へ報告すること。
事後に、状況を記した書類を教育委員会に提出すること。